

柏行審第77号
令和7年2月17日

柏市選挙管理委員会
委員長 久保雅孝様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 大野正英

審査請求に対する答申について

令和6年2月29日付け柏選第1061号で諮詢のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った令和5年12月7日付けの公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、柏市選挙管理委員会が職権で収集した証拠書類の一部については開示すべきであり、そのほかについては妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、令和5年10月16日、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

ア 当選人「X」に対する8件の異議申出について

- (ア) 柏市選挙管理委員会がどのような調査をしたか時系列でわかるような文書
- (イ) 柏市選挙管理委員会が電気、水道、ガスの供給者に対して提出を求め、收受した証拠書類一式
- (ウ) 柏市選挙管理委員会が、商店、銭湯、スーパー、つくし

が丘の近隣住民などから聞き取ったことの記録のようなもの

(エ) 柏市選挙管理委員会が、商店、銭湯、スーパー、つくしが丘の近隣住民などから收受したレシートの控えのようなもの等一式

(オ) 柏市選挙管理委員会が当選人「X」に対し提出を求めた証拠書類が何であったか分かる文書

(カ) (オ) に対し、当選人「X」が提出したもの一式

(キ) 当選人「X」からの陳述の録取書のようなもの一式

(ク) 当選人「X」からの陳述の録音のようなもの

イ Aさん、Bさん、Cさんからの当選人「X」に対する異議申出について

(ア) 9月7日に実施した口頭意見陳述の録取書のようなもの

(イ) 9月7日に実施した口頭意見陳述の録音

(2) 実施機関は、開示請求に係る公文書として、次の公文書を特定した。

ア 尋問と回答、調査すること

イ 物件提出一覧

ウ 滞在場所の調べ

エ 柏市選挙管理委員会が職権で収集した証拠書類

オ 柏市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する異議の申出の審理のための現地調査報告書

カ 柏市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する異議の申出の審理のための調査報告書

キ 当選人「X」からの陳述の録取書のようなもの一式

ク 当選人「X」氏からの口頭意見陳述に係る音声録音データ

ケ Aさん、Bさん、Cさんからの当選人「X」に対する異議申出について、9月7日に実施した口頭意見陳述の録取書のようなもの及び口頭意見陳述の録音

(3) 実施機関は、(2)で特定した公文書に次に該当する不開示情報が記録されていると判断し、開示請求者に対し、条例第10条第1項の規定により、令和5年12月7日付け柏選第897号文書で公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の通

知をした。

ア 本件公文書に条例第7条第2号又は第6号本文に該当する
不開示情報が記録されている

イ 対象となる公文書が存在しない

ウ 条例第9条の規定により公文書の存否を明らかにできない

(4) 開示請求者は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和6年1月31日付で実施機関に対し、審査請求をした。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

公文書部分開示決定処分を変更し、対象公文書の次の該当部分を開示するとする処分を求める。

ア 2(2)アの公文書の尋問したことの内容、回答の内容、
調査することの内容、結果・評価の内容、資料詳細欄のうち
金額部分、参考欄のうちエアコン型式、冷房消費電力、トイ
レの型式、使用水量及びURL、分析及び総評欄のうち内容
に係る部分

イ 2(2)イの公文書の各項目のうち公にされている情報を
除いた部分

ウ 2(2)ウの公文書の5月20日～6月2日、8月1日～
8月6日までの滞在場所

エ 2(2)エの公文書の水道使用に関する証拠書類のうち一部、
転送届に関する証拠書類のうち一部、水道使用及び転送
届に関する公文書のほか、証拠書類の全て

オ 2(2)オの公文書の報告日、調査日時、調査場所、調査
内容に係る部分

カ 2(2)カの公文書の報告日、調査日時、調査場所、出席
者、調査内容に係る部分

キ 2(2)キの公文書

ク 2(2)クの公文書

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書等で主張する要旨は、次の
とおりである。

ア 条例第1条の条例の目的に照らしても、条例第3条に定められたとおり、実施機関は「条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重」しなければならない。実施機関には、その活動を十分に説明する責任がある。

イ 「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項について（2020年（令和2年）7月17日付け総行管第205号総務省自治行政局選挙部長通知）」にて通知されているとおり、立候補者の氏名、住所、年齢、職業は告示事項として公表されているので、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当しない。

ウ また、柏市オフィシャルウェブサイトにて20●●年（令和●年）●月●日に公開された「令和●年●月●日執行の柏市議会議員一般選挙結果における異議申立に対する結果（その●）」における16ページにわたる決定書（以下「決定書」という。）では、「当選人X」と明記されている。よって、不開示とされた部分は、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当しない。

エ 条例第7条第2号の個人に関する情報に該当するとされた部分については、決定書に詳細に記載され公にされているため、該当しない。

オ 条例第7条第6号本文の事務又は事業に関する情報に該当するとされた部分についても、決定書に詳細に記載され公にされているため、該当しない。

カ 2（2）キの公文書については、決定書5ページに「3当選人の証言」の記載があることから、文書は存在する。存在するのであるから、公開すべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、今回の開示請求は、特定の個人の名を挙げて当該個人に関する情報を請求するものであったため、特定した公文書は全て「当選人X」個人を識別することができる情報であり、通常であれば条例第9条の規定により存否応答拒否するところ、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215

条の規定により異議の申出に対する決定の要旨が柏市オフィシャルウェブサイトで公開されていて対象公文書の存否が公になっていることから、決定書において既に公開されている部分のみを開示し、そのほかの部分については不開示とした、とのものである。

また、実施機関が弁明書等で主張している不開示部分ごとの不開示の理由は、次のとおりである。

(1) 理由 1

個人に関する情報であって、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当するため

(2) 理由 2

本市の行う事務に関する情報であって、公にすることによって居住実態を確認するための手法等が明らかになり、今後の同種の事務において事前に対策が取られる等して、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号本文に該当するため

(3) 理由 3

作成しておらず、対象となる公文書が存在しないため

(4) 理由 4

請求内容の存否を明らかにすると、三氏が口頭意見陳述を行ったかどうかの事実を公にすることとなり、条例第7条第2号が保護しようとする個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第9条の規定により公文書の存否を明らかにすることができないため

対象公文書	開示をしない部分の概要	理由
1 尋問と回答、調査すること	尋問（資料提供依頼）したこと、回答（提供物件内容）、調査すること（裏どり）、結果・評価欄のうち、内容に係る部分	理由 1 理由 2
	資料詳細欄のうち、金額部分	理由 1
	参考欄のうち、エアコン型式、冷房消費電力、トイレの型式、	理由 1

	使用水量及びURL	
	分析及び総評欄のうち、内容に 係る部分	理由 1 理由 2
2 物件提出一覧	各項目のうち、公にされている 情報を除いた部分	理由 1 理由 2
3 滞在場所の調べ	5月20日～6月2日、8月1 日～8月31日までの滞在場 所	理由 1
4 柏市選挙管理委員会が職 権で収集した証拠書類	水道使用に関する証拠書類の うち一部	理由 1
	転送届に関する証拠書類のう ち一部	理由 1
	水道使用及び転送届に関する 公文書のほか、証拠書類の全て	理由 1 理由 2
5 柏市市議会議員一般選挙 に係る当選の効力に関する異 議の申出の審理のための現地 調査報告書	報告日、調査日時、調査場所、 調査内容に係る部分	理由 1 理由 2
6 柏市市議会議員一般選挙 に係る当選の効力に関する異 議の申出の審理のための調査 報告書	報告日、調査日時、調査場所、 調査内容に係る部分	理由 1 理由 2
7 当選人「X」からの陳述 の録取書のようなもの一式	—	理由 3
8 当選人「X」からの口頭 意見陳述に係る音声録音デー タ	全て	理由 1 理由 2
9 Aさん、Bさん、Cさん からの当選人「X」に対する 異議申出について、9月7日 に実施した口頭意見陳述の録 取書のようなもの及び口頭意	—	理由 4

5 当審議会の判断

(1) 本件不開示情報について

ア 本件不開示情報の概要

対象公文書は、柏市市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する異議の申出に対して、実施機関が行った居住実態調査に関する文書である。

本件不開示情報には、実施機関が居住実態調査をどのように行ったか（すなわち調査手法）が記載されている。また、当選人「X」（以下「当選人」という。）の居住実態を調査したものであるため、当選人の個人のプライバシーに関わる内容が記載されている。

イ 実施機関による処分

実施機関は、本件不開示情報に記載されている情報のうち、当選人個人に関する情報は、公にすることにより当選人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当するとして、不開示とした。また、居住実態の調査手法に関わる内容は、公にすることにより調査対象や調査項目に対する利害関係者による対策が行われるおそれがあり、今後同種の業務を行うに当たって業務の支障となる可能性があるため、条例第7条第6号本文に該当するとして、不開示とした。

ただし、決定書には実施機関が決定するに至った理由を記載する必要があるため、調査の要旨として、個人に関する情報や事務又は事業に関する情報が含まれている。よって、決定書に記載されている情報は、既に公にされた情報であり不開示情報に該当しないことから、実施機関が決定書に記載した事項については開示として処分を行った。

そこで、実施機関の判断の妥当性について検討する。

(2) 条例の該当性について

ア 条例の趣旨

(ア) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報の不開示情報と

しての要件を定めるものである。

個人の尊厳や基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーに関する情報は、不開示とする必要がある。しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確でないことから、個人のプライバシーを最大限尊重するため、条例第7条第2号は、特定の個人を識別することができる情報（個人識別情報）を、原則不開示とした上で、個人の権利利益を侵害せず不開示にする必要のないもの等をただし書きにて列挙し、例外的に開示事項としている。

そこで、条例第7条第2号の該当性の検討に当たっては、まず、個人に関する情報に当たるかどうかを確認し、その上で、ただし書きに定める例外的開示事項に該当するかどうかを確認し、判断すべきである。

なお、「個人に関する情報」とは、次のような情報など、個人に関する全ての情報をいう。

- a　思想、信条、信仰等個人の内心に関する情報
- b　職業、資格、犯罪歴、学歴、所属団体等個人の経歴、社会的活動に関する情報
- c　所得、資産等個人の財産の状況に関する情報
- d　体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
- e　家族関係、生活記録等個人の家族・生活状況に関する情報
- f　その他個人との関連性を有する全ての情報

(イ) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、本市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。公にすることにより、本市の機関又は国の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示とすることとしたものである。

本号中「当該事務又は事業の性質上」の趣旨は、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するものであり、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復継続される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいう。この場合、「おそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものである必要がある。また、「おそれ」の程度も単なる抽象的かつ確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

イ 該当性の検討

(ア) 「尋問と回答、調査すること」について

調査に当たり、柏市選挙管理委員会が資料提供依頼した内容、提出された物件の内容、裏どりの内容、結果・分析・総評が記載された文書である。

これらの不開示情報は、当選人個人の内心、生活状況等に関する情報と認められ、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。

また、資料詳細欄のうち金額部分、参考欄のうちエアコン型式、冷房消費電力、トイレの型式、使用水量及びURLについては、当選人個人の生活状況等に関する情報であるため、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。

なお、当該文書の不開示部分には決定書に記載されている内容は含まれず、条例第7条第2号ただし書きアの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

(イ) 「物件提出一覧」について

調査に当たり, 実施機関が当選人に対してどのような情報の提出を求めたか及びその結果が記載された文書である。

決定書には, 実施機関が当選人に対し提出するよう求めた物件かどうかが明示されているものと明示されていないものがあり, 明示されていないものについては, 実施機関が提出を求めたものか, それとも当選人が自主的に提出したものかは判別不能となっている。実施機関による調査に対して当選人がどのように対応したかは当選人個人の人格と密接に関連する情報であり, 条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。

(ウ) 「滞在場所の調べ」について

5月1日から8月31日までの当選人の滞在地（泊地）が記載された文書である。

5月20日から6月2日までの期間について, 不開示とされた「(入院)」の前部分には, 決定書でいう「船橋市の病院」の具体的な名称が記載されている。当選人の滞在地や入院した病院の名称は, 当選人個人の生活状況や健康状態に関する情報であり, 条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。また, 決定書において入院した事実及び入院先が船橋市所在の病院であることは明かされているものの, 具体的な病院名までは記載されていないことから, 条例第7条第2号ただし書きアの「公にされ, 又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

8月1日から8月31日までの期間についても, 不開示とされた部分には当選人の滞在地（泊地）が記載されていることから, 5月20日から6月2日までの期間と同様に, 条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。決定書に記載されている内容は, 8月1日から8月31日の期間において柏市で寝起きした回数のみに留まり, 具体的な日付までは記載されていないことから, 条例第7条第2号ただし書きアの「公にされ, 又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

(エ) 「柏市選挙管理委員会が職権で収集した証拠書類」について（水道使用に関する証拠書類のうち一部，転送届に関する証拠書類のうち一部，その他証拠書類の一部）

実施機関が，調査のために職権で収集した証拠書類である。

当該証拠書類には，単に水道を使用していた事実や単に転送届を提出した事実以外の情報が含まれていることから，これらの不開示情報は当選人個人の生活状況等に関する情報であり，条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。

また，決定書においては，水道・電気・ガスの使用状況や転送届の提出状況について調査を行った旨の記載はあるものの，電気・ガスの業者名や支払等に係る情報，転送届の処理その他の情報の詳細までは明らかにされていないことから，条例第7条第2号ただし書きアの「公にされ，又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

(オ) 「柏市選挙管理委員会が職権で収集した証拠書類」について（水道使用及び転送届に関する公文書のほか，証拠書類の一部）

実施機関が調査のために職権で収集した証拠書類であり，当選人が利用した店舗の領収書，当選人が転居した際に取り交わされた賃貸借契約書及び関係する不動産物件の登記事項全部証明書である。

当選人が利用した店舗の領収書については，決定書において，領収書の枚数，当選人から提出されたものであること及び柏市内に所在する店舗の領収書であること等が明らかにされている。具体的な店舗名及び所在地並びに内容（金額，但し書き等）については，決定書において明らかにされておらず，また，当選人個人の生活状況に関する情報であり，条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。しかしながら，そのほかの部分については不開示情報に該当するとは認められないため，具体的な店舗名及び所在地並びに内容（金額，但し書き等）を識別することがで

きる部分を除いて、開示すべきである。具体的には、各領収書の日付、宛名、店舗の所在地（ただし、開示するのは「柏市」までとし、大字・丁目以下詳細を除く。）については、開示すべきである。

当選人が転居した際に取り交わされた賃貸借契約書については、決定書において、賃貸借契約を締結した事実、転居した事実とその時期が明らかにされている。そのほかの部分については、決定書において明らかにされておらず、また、当選人個人の財産の状況、生活状況等に関する情報であり、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。このことから、賃貸借契約を締結した事実、転居した事実とその時期については不開示情報に該当するとは認められないため、開示すべきである。

関係する不動産物件の登記事項全部証明書については、土地・建物の登記事項証明書は誰にでも取得することができるものであるから、条例第7条第2号ただし書きアの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、不開示情報とは認められない。よって、当該登記事項全部証明書は、当該書類の全部を開示すべきである。

なお、これらの証拠書類（店舗の領収書、賃貸借契約書及び登記事項証明書）は、居住実態調査において一般的な調査の対象として想定されるものであり、また、その内容も実施機関が収集した事実関係を示すにとどまるもので、調査の着眼点やノウハウまでもが明らかにされると認めることはできない。よって、これらを公にしたとしても、今後同種の居住実態調査を行う際に、調査対象者や利害関係者による対策が講じられる等調査業務に支障が生じるおそれは認められず、条例第7条第6号の事務又は事業に関する情報には該当しない。

- (カ) 「柏市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する異議の申出の審理のための現地調査報告書」について
当該現地調査報告書には、報告日、調査日時、調査場所、

出席者（ここでは、調査を担当した実施機関の職員名）及び調査内容が記載されている。

調査内容の部分には、当選人が利用した店舗に係る情報や当選人の住居の状況（家電や家具等の内容を含む。）が記載されていることから、当選人個人の生活状況に関する情報であり、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。また、同調査内容の部分には、店舗の従業員等である調査対象者に係る情報も記載されている。これらの情報は、調査対象者の氏名、勤務先や勤務状況、調査への対応の有無及び対応した場合はその内容を表すものであり、調査対象者個人に関する情報であることから、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。

なお、当該現地調査報告書の不開示部分には決定書に記載されている内容は含まれず、条例第7条第2号ただし書きアの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

(キ) 「柏市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する異議の申出の審理のための調査報告書」について

当該調査報告書には、報告日、調査日時、調査場所、出席者及び調査内容が記載されている。

調査内容の部分には、当選人が利用した店舗に係る情報や当選人の住居の状況（家電や家具等の内容を含む。）が記載されていることから、当選人個人の生活状況に関する情報であり、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。また、同調査内容の部分には、店舗の従業員等である調査対象者に係る情報も記載されている。これらの情報は、調査対象者の氏名、勤務先や勤務状況、調査への対応の有無及び対応している場合はその内容を表すものであり、調査対象者個人に関する情報であることから、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。

なお、当該調査報告書の不開示部分には決定書に記載されている内容は含まれず、条例第7条第2号ただし書きアの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」

には当たらない。

(ク) 「当選人「X」からの陳述の録取書のようなもの一式」について

当審議会において確認したところ、本件処分の時点で「陳述の録取書のようなもの」に該当する文書が作成されていた事実は認められなかった。

(ケ) 「当選人「X」氏からの口頭意見陳述に係る音声録音データ」について

実施機関が実施した、当選人による口頭意見陳述の音声データである。

口頭意見陳述において当選人がどのような発言を行ったかは、当選人個人の人格と密接に関連する情報であり、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。

なお、決定書には口頭意見陳述を実施した事実は記載されているものの、当該音声データを文字起こしした内容等、口頭意見陳述の詳細までが記載されているものではないから、条例第7条第2号ただし書きアの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

(コ) 以上により、本件不開示情報のうち、「柏市選舉管理委員会が職権で収集した証拠書類」の一部については開示すべきであるが、そのほかについては条例第7条第2号に該当し、又は対象となる文書が存在しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

なお、本件不開示情報のうち一部について、条例第7条第2号に該当し、かつ条例第7条第2号ただし書きに該当せず、当該情報が不開示情報と認められる以上、条例第7条第6号の該当性については検討するまでもない。

(3) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 2 月 29 日	諮詢
3 月 11 日	審査請求人の反論書の收受
3 月 18 日	第 1 回審議（事務局から概要を説明）
5 月 2 日	第 2 回審議
6 月 25 日	第 3 回審議
7 月 31 日	第 4 回審議（審査請求人の意見陳述及び審議）
10 月 3 日	第 5 回審議
11 月 28 日	第 6 回審議
1 月 23 日	第 7 回審議
2 月 17 日	答申